

# 皆さんの声をまちづくりに

市では、市民の皆さんのもちづくりへの意見やアイデアを市政に反映させるため「広聴活動」を行っています。皆さんのご意見・ご提案をぜひお寄せください。

## 市長への手紙

市長への手紙は、まちづくりの主役である市民の皆さんのが、いつでも市長に対し意見や要望を提案できるよう設けたものです。市政に対するご意見やご提案をお寄せください。

### ◆提出方法

左ページの専用用紙を切り取り、必要事項を記入して、郵便ポストまたは後述する「まちづくりご意見箱」に投函してください（切手不要）。専用用紙以外でも受け付けますが必ず「市長への手紙」と明記してください。

また、市ホームページからもメールで意見や要望を提案できます（原則メールでの回答となります）。

※意見などについては、市政に関する内容に限らせていただき、次のような場合は回答しません。  
①匿名や住所などの必要事項が記入されていない場合や、虚偽と思われるもの

②特定の個人や団体を誹謗、中傷するもの

- ③當利を目的にしていると思われるもの  
④「市長への手紙」の趣旨から外れ、意味や意図が不明なもの

▼メールによるご意見はこち  
ら  


## まちづくりご意見箱

まちづくりご意見箱は、皆さんからの建設的なご意見やご提言をいただくためのもので、市役所などに設置しております。

備え付けの用紙に記入し、そのまま箱に入れてください。

### ◆設置場所

市役所（玄関ロビー）、野菜総合支所、八日市場公民館

※市長への手紙やまちづくりご意見箱の回答は、案件によりお時間をおとす場合があります。

## まちづくり懇談会

まちづくり懇談会は、皆さんのご意見やご提言などを市政に反映させきるのは、地区コミュニティ組織ま

るため、団体やグループが開催する座談会に市長が出席し、まちづくりに関する意見・提言を伺うものです。

### ◆対象

まちづくり懇談会を開催できるのは、地区コミュニティ組織または市内が活動拠点の各種団体、グループ（政治団体、宗教活動を除く）で、原則10人以上とします。

### ◆内容

まちづくり懇談会は、テーマに沿って意見交換をします。単なる要望や苦情相談は対象としません。

テーマ例：「地域の活性化」など

開催日・時間は、平日は10時から21時まで、土・日曜日は10時から17時までの間のどちらも2時間以内とします。

▼まちづくり  
懇談会の詳細  
はこち  
ら  


## まちづくり 市長出前講座

まちづくり市長出前講座は、広聴活動の一環として、申し込みのあつた団体やグループの元に市長が伺いまちづくりのための重点施策について市長が自ら説明して皆さんとの意見交換を行うものです。

たは市内が活動拠点の各種団体、グループ（政治団体、宗教活動を除く）で、原則10人以上とします。

まちづくりのための重点施策を取り扱った全16の講座の中から一つを選び申し込んでください。

講座例：「農林水産業の所得向上」  
開催日・時間は、団体の希望する日（年末年始を除く）の10時から21時までの間の2時間以内とします。

開催日・時間は、団体の希望する日（年末年始を除く）の10時から21時までの間の2時間以内とします。

▼まちづくり  
市長出前講座の  
詳細はこち  
ら  



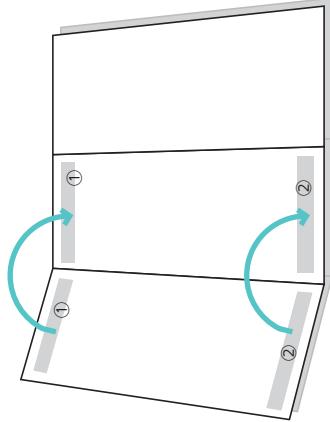

まちづくり市長出前講座の様子

### ◆対象

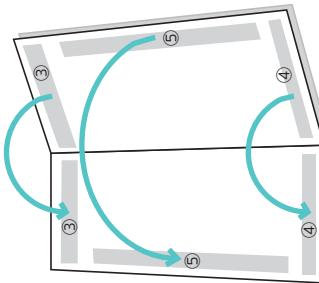
まちづくり市長出前講座を開催できるのは、地区コミュニティ組織ま

## この用紙の使い方

- 宛先が表になるように投稿原稿用紙の面を内側に折って「のりしろ①」と「のりしろ②」、「のりしろ③」と「のりしろ④」をまづ貼り合わせます。



- 次に「のりしろ③」「のりしろ④」「のりしろ⑤」を貼り合わせてください。



※皆さんからの貴重なご意見が隠れてしまわないよう、なるべくのりが、はみ出さないようにご注意ください。

## 市長への手紙



あなたの声を  
お寄せください。

「市長への手紙」は、まちづくりの主役である市民の皆さんのが、いつでも市長に対し、ご意見やご要望を提案できるよう設けたものです。

お近くの郵便ポストまたは市役所、野菜総合支所、八日市場公民館のご意見箱に投函してください。  
市政に対し、日頃から考えていることや気付かれたことなど、お気軽に寄せください。皆さんからいただいたご意見やご要望は、私が目を通した上で、各担当課の対応を確認し、回答します。

正義市長 宮内 康幸

問秘書課広報広聴班 73-0080

※市政とは関係のない内容や個人・団体を誹謗、中傷するような内容は固くお断りします。

2892190

(注: 料金受取人払郵便番号)

埼玉市八日市場八七九二番地一

埼玉市役所内

埼玉市長 宮内 康幸

差出有効期間  
令和8年4月  
30日まで

切手を貼らず  
[にお出しください]

